

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B本社における資格取得日に係る記録を昭和34年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月11日から同年8月1日まで

私は、A株式会社C出張所に勤務していた昭和34年6月に上司から転勤を伝えられ、同月10日の朝、B本社へ出勤した。6月に支払われる給与はB本社で受け取った記憶がある。同社については、35年4月20日に退職し、その後上京した際に在職期間を証明するものは処分したが、32年4月に新卒で採用され、退職まで引き続き勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずなので2か月の未加入期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B本社における同僚及び申立期間後に就任した同社の役員の証言から、申立期間について、申立人が同社に継続して勤務し（昭和34年6月11日に同社C出張所から同社B本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和34年8月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に倒産しており、当時の事業主も亡くなっていることから関連資料及び証言は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

所が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月21日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月31日から45年4月1日まで

私は、昭和44年12月31日までB株式会社に在籍し、45年1月の管理者会議にて新しく設立したA株式会社にC氏等と出向を命じられ、D営業所に赴任し、当該営業所に48年5月ごろまで在籍した。

申立期間の厚生年金保険被保険者としての加入記録が無いのは間違いである。早く調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する社員名簿から、同社における申立人の入社年月日が昭和45年1月21日であることが確認できる。

また、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録から、申立人は昭和45年1月21日に同社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は申立人が申立期間当時A株式会社に勤務していたと証言している上、申立期間当時にA株式会社の経理部長であったE氏は「昭和45年1月から同年3月までの期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いはないはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、昭和45年1月21日から同年4月1日までの期間において、申立人がA株式会社に勤務し、厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められる。

一方、昭和 44 年 12 月 31 日から 45 年 1 月 21 日までの期間については、前任地の B 株式会社及び新任地の A 株式会社は、共に、給与締日が毎月 15 日、給与支払日が毎月 25 日であり、厚生年金保険料控除方式については、B 株式会社は翌月控除方式で、A 株式会社は当月控除方式であったことから B 株式会社における 44 年 12 月 25 日支払いの給与からは 11 月分が控除され、A 株式会社の 45 年 1 月 25 日支払いの給与からは 1 月分が控除されており、12 月分の保険料は給与から控除されていないものと推認されることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和 45 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、A 株式会社における同年 4 月 1 日の資格取得時が 9 万 2,000 円であることから、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業所が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月1日から45年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を44年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月31日から45年4月1日まで

私は、昭和35年8月にB株式会社へ入社し、平成13年6月1日にC株式会社を退職した。

B株式会社において、昭和44年8月付け辞令により、A株式会社を創設するために同社へ出向を命じられ、身分上は同年9月14日まではB株式会社と兼務であった。

私と同時にA株式会社へ出向したD氏、E氏及びF氏の3人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和44年11月1日であるが、私だけが45年4月1日となっている。

社員名簿の写しを添付するので、早急に調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する社員名簿から、同社における申立人の入社年月日は昭和44年9月15日であることが確認できる上、申立人の同社における雇用保険の加入記録から、申立人は昭和44年10月1日に同社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、複数の同僚の証言及び申立期間当時にA株式会社の経理部長であったG氏の「申立人は自分たちと一緒にB株式会社から異動した人で、申立期間当時に申立人がA株式会社に在籍していたのは間違いない。」との証言か

ら、異動した申立人及び同僚は昭和 44 年 10 月ごろから、A 株式会社において勤務していたことが推認できる。

さらに、B 株式会社から A 株式会社に異動した同僚は、すべて昭和 44 年 11 月 1 日に A 株式会社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 4 月 1 日までの期間において、申立人が A 株式会社において勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、昭和 44 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間については、前任地の B 株式会社及び新任地の A 株式会社は、共に、給与締日が毎月 15 日、給与支払日が毎月 25 日であり、厚生年金保険料控除方式については、B 株式会社は翌月控除方式で、A 株式会社は当月控除方式であったことから B 株式会社における 44 年 10 月 25 日支払いの給与からは 9 月分が控除され、A 株式会社の 45 年 11 月 25 日支払いの給与からは 11 月分が控除されており、10 月分の保険料は給与から控除されていないものと推認されることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、A 株式会社における 45 年 4 月 1 日の資格取得時が 8 万円であることから、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業所が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月1日から47年3月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和43年12月1日に、資格喪失日に係る記録を47年3月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、43年12月から45年6月までを3万円、45年7月から46年6月までを3万6,000円、46年7月から47年2月までを4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和43年12月1日から47年3月29日まで

昭和43年5月から同年10月までB株式会社、同年12月から47年3月までA株式会社に、いずれの会社でも正社員として勤務しており、給与の明細に厚生年金保険料額が記載されていたのを記憶している。

両社での厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚の証言及び申立内容から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険の適用について、申立期間当時の人事部門担当者は、「パートタイム勤務を希望する者を除いて、厚生年金保険は入社したら全員に適用しており、試用期間も設けていなかった。保険は入ればすぐに入れていたので、被保険者期間の短い人も多く、適用事務も大変だった。」と証言しており、申立期間中の同社の新規資格取得被保険者630人のうち被保険者資格記録が1か月未満の者が147人(23.3%)いることから、証言どおりの

厚生年金保険の適用が行われていたことがうかがえる。

さらに、当該人事部門担当者によれば、「申立人の勤務内容や勤務時間であれば正社員として、厚生年金保険の適用をしていた者であり、厚生年金保険料も控除していた。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間②において、申立人がA株式会社において勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人と資格取得の時期が近接した同僚の記録等を勘案し、昭和43年12月から45年6月までを3万円、45年7月から46年6月までを3万6,000円、46年7月から47年2月までを4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成20年7月11日に登記簿が閉鎖されており、事業主からの回答を得ることはできなかったが、同社の申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、事業主は、資格得喪の届出及び保険料納付の有無について「申立期間当時の資料を保存していないため、不明」と回答している上、申立人は同僚を覚えていないことから、社会保険庁オンライン記録により同僚調査を行ったものの、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除につながる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から同年11月1日まで

昭和27年5月から62年10月まで、株式会社Aに正社員として継続して勤務しており、申立期間については、同社D支店に勤務していたことが確かであるため、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが提出した「入行後経歴」、事業主及び同僚の証言により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（同社の厚生年金保険の適用事業所の分離、統合に伴い、昭和27年11月1日に同社C支店から同社D支店の適用に変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、株式会社AのC支店における資格喪失時の標準報酬月額が8,000円であることから、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係る申立人のA株式会社B支社の資格取得日の記録を昭和26年10月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立期間②に係るA株式会社C課の資格喪失日の記録を昭和48年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月20日から同年11月20日まで
② 昭和48年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和23年にA株式会社に就職して以来、48年にD株式会社（現在は、E株式会社）に異動するまで、主として経理畑で一日も休むことなく勤務していた。

申立期間①については、昭和26年10月20日にA株式会社F課からB支社への転勤であり、1か月も空くことは無い。

申立期間②については、A株式会社から関連会社のD株式会社への異動であり、この期間も空いた期間無く勤務している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業所の回答及び雇用保険の加入記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和26年10月20日に同社G本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和 26 年 11 月の標準報酬月額から、8,000 円とすることが妥当である。

申立期間②については、事業主から提出された「人事稟議書（異動）」（写）から、申立人は昭和 48 年 5 月 30 日付けで、A株式会社からD株式会社に出向していることが認められる。

また、出向時の厚生年金保険の適用については、昭和 63 年にA株式会社からD株式会社に出向した者に係る同年 4 月 30 日付けの「出向協定書」（写）などから、出向元のA株式会社で適用が行われていたことが確認できる。

さらに、E株式会社の現在の労務担当者は「私も出向しているが、出向後もA株式会社の資格となっている。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録における昭和 47 年 11 月の標準報酬月額から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が内ことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から56年3月まで

私は、時期については定かでないが、自分で国民年金の加入手続きをしたと記憶している。

当時、町内会の方が国民年金保険料及び国民健康保険料を集金しており、毎月、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間について、妻に係る国民年金保険料の納付記録はあるにもかかわらず、私だけ納付記録が無いということは絶対にありえないので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金の加入手続きについて、自ら行ったと申し立てているが加入手続きの時期、場所等の具体的な状況に関する記憶は曖昧である上、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳の記録によると、昭和55年5月14日に国民年金被保険者資格を喪失した後、次に資格取得が確認できる57年8月30日までの期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である上、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が所持している国民年金手帳の記録によると、申立人の妻は昭和55年4月1日から平成10年12月1日までの期間は強制加入被保険者として記録されており、任意加入被保険者であった期間の記録

が記載されていないことから、国民年金の資格取得及び喪失に係る手続きがその都度、適正に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、A市が保管している国民年金保険料明細表によると、昭和58年度に係る国民年金保険料については、申立人及びその妻の夫婦で検認年月日が一致しているが、昭和55年4月及び57年8月から58年3月までの期間の国民年金保険料に係る申立人及びその妻の検認年月日は一致していない上、申立人の妻が、申立期間において二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している集金人のB氏は、「申立人の妻に係る国民年金保険料の納付については記憶している。申立人に係る国民年金保険料の納付については記憶していない。」と証言していることから、夫婦一緒に納付していたとの申立ては認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月から27年7月まで
② 昭和28年4月から32年8月まで

私は、株式会社Aには、同社において工場長であった義兄の紹介で入社し、4年半ぐらい勤務した。

同期間勤務したにも係わらず、同社での厚生年金保険被保険者期間は、昭和27年8月1日から28年4月1日までのわずか8か月間の記録のみであり、納得がいかないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおいて、昭和27年8月1日から28年4月1日までのわずか8か月間の厚生年金保険の加入記録しかないが、25年1月から32年8月までの期間に4年半ぐらいは勤務していたと主張している。

しかし、申立期間②の期間にB市にあったとするCに勤務していたなど新たな勤務先等が判明し、申立人の株式会社Aにおける勤務に関する記憶は定かではない上、元同僚等からも勤務期間を特定する供述を得ることができない。

また、株式会社Aは既に事業を廃止し、当時の事業主及び工場長も亡くなっていることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険等の取扱いについて聴取することができず、関連資料及び周辺事情を見出すこともできない。

さらに、社会保険事務所の保管する株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿に、返納時期は不明であるものの健康保険証を返納した旨が確認できるとともに、申立期間において健康保険の整理番号は連番で欠番が見られず、返納後も申立人の氏名は確認できないことから、申立期間に申立人の記録が

欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月30日から35年4月30日まで
A株式会社に入社し、機械工として勤務していた。二交替制勤務があったことや年末年始の休暇中にB株式会社で勤務した記憶もある。社員数は50人から60人で機械工場、鋳物工場、木型工場があった。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社に勤務していたことは、機械の配置を明確に記憶していること及び元同僚の証言から推測できる。

しかし、勤務期間に関する申立人の記憶は曖昧である上、ほとんどの同僚が申立人を覚えていないことから勤務期間が短期間であったことがうかがえる上、複数の同僚は試用期間が3か月又は6か月あったと証言していることから、同社は従業員の入社後、期間の差はあるものの、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

また、同社は平成13年9月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから申立てに係わる事実が確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年ごろから36年末ごろまで

私は、昭和32年ごろから36年末ごろまで、A市にある株式会社Bに従業員として雇用されていた。C市のDやE市にあるFの独身寮などの建設現場で、同社の現場責任者の指示を受けて型枠工事などを行っていた。

株式会社Bの従業員だと思っていたので、厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無いことは納得できない。勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に株式会社Bが、C市のDやE市のFの独身寮の建築工事を株式会社Gから請け負った時に、孫請けの建築大工の一人として従事していたことは、同社に昭和23年に入社し39年9月に同社の取締役就任した元役員や元従業員の証言から推認することができるものの、同社の元役員は、「申立人は当社が株式会社Gから請け負った建築工事を、さらに個人の建築大工に下請けに出した時の一人と思われ、直接当社と雇用関係にあったわけでは無く、当社の社員として厚生年金保険に加入させるようなことは無かった。」と述べている。

また、申立人は当時の上司や同僚の氏名を覚えていない上、工事について申立人に直接指示した現場責任者は既に亡くなっており、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していた複数の従業員は申立人を覚えておらず、申立人の勤務状況及び勤務期間の始期及び終期を確認することはできない。

さらに、申立期間内の昭和35年10月には、申立人自身が国民年金の加入手続を行っているほか、社会保険事務所が保管する株式会社Bの健康保険厚

生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 20 日から 40 年 1 月 4 日まで
社会保険事務所の記録によると、私のA商店（現在は、株式会社B）における厚生年金保険の加入期間は、昭和 40 年 1 月 4 日から 53 年 7 月 1 日までとなっている。同社には 39 年 8 月 20 日に入社し、正社員として経理事務を担当していた。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する書類等はないが、当時の経理担当者であるC氏に厚生年金保険料控除の事実を確認し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び株式会社Bの保管する関係資料から、申立人は昭和 39 年 8 月 21 日から 53 年 6 月 30 日まで、申立てに係る事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、A商店における当時の社会保険関係事務担当者から、「A商店では、試用期間制度を設けており、試用期間中は社会保険に加入させていなかった時期があった。」との証言が得られたこと及び同社において、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得している 10 人について入社年月日を確認したところ、9 人が申立人と同様に入社して一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立期間当時同社においては試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人が所持するA商店における厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した日」欄には、昭和 40 年 1 月 4 日と記載されており、それ以前に申立人が同社において厚生年金保険に加入し、事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていた周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和20年9月1日から21年3月25日まで

申立期間①については、A町（現在は、B市）内の航空機工場で、また、申立期間②については、同町内の従業員が数百人規模の漬物会社で厚生年金保険に加入し、保険料を納付していたのに、加入記録が確認できなかった旨の回答をもらったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る航空機工場について、申立人は事業所の名称に関する記憶も定かでなく、勤務した事業所を特定できない。

申立期間②に係る漬物会社について、申立人は事業所の名称に関する記憶が無く、勤務した事業所を明確に特定できないが、申立期間当時、A町内の従業員が数百人規模の漬物会社としては、株式会社Cが相当するものと考えられる。しかし、株式会社Cは、社会保険事務所の記録によると、昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、このほかに申立期間①及び②に係る事業所が所在していたとするB市に照会するなど、調査をするとともに、A町史等を手がかりとして、該当する可能性のある事業所を調査したが、いずれも申立期間以後に創業している事業所や申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった事業所であった。

さらに、申立期間②に係る事業所である株式会社Cに申立期間当時の資料は保管されておらず、申立期間①及び②の期間において、申立人の事業所や同僚等についての明確な記憶は無いため、何らの証言も得ることができず、

申立てに係る勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する周辺事情を見出すことができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 32 年 12 月 31 日まで
昭和 27 年に中学校を卒業後、A 町（現在は、B 市）のダム建設工事現場である C 株式会社 D 出張所で働くようになった。

私の直属の上司は、C 株式会社の係長であり、その指示で働いていた。D 出張所には、昭和 29 年末あるいは 30 年初めまで勤務し、その後数か月間失業保険を受給した後、同係長と共に次のダム建設工事現場である C 株式会社 E 出張所に赴任した。

申立期間中、それぞれのダム建設工事現場で働いており、A 株式会社から給料が出ていたことに間違いがないので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中に C 株式会社 D 出張所及び E 出張所に勤務していたことは、同社の厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚の供述から推認できる。

しかし、C 株式会社 D 出張所の同僚は「厚生年金保険の適用とされた者は正社員のみであり、申立人は、臨時職員扱いであり、正社員ではなかった。」と供述している上、当該同僚は、申立期間当時、D 出張所では約 120 人が勤務していたとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば厚生年金保険被保険者数は 20 人であることから、同出張所ではすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、C 株式会社 E 出張所の同僚は「申立人は正社員ではなかった。」と供述している上、当該出張所の複数の同僚の供述によると、申立期間当時、E 出張所では少なくとも約 150 人が勤務していたことがうかがえるが、健康

保険厚生年金保険被保険者名簿によれば当時の被保険者数は57人であることから、同出張所ではすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていないことがうかがえる。

さらに、C株式会社は平成8年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、事業主から厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する両出張所にかかる健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の記号番号は連番で欠番は無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 3 年 1 月 1 日まで
株式会社Aは、個人企業の形態で事務員は置かず、社長夫人が家事の合間に事務をしていたが、健康保険証は社会保険事務所で発行されていたと思う。
株式会社Aでは、建設現場の管理者で常勤であったため、厚生年金保険には加入していたはずであり、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたことを記憶しているとすれば事業主又は事業主の妻ぐらいであると供述している。

しかしながら、株式会社Aは、登記簿上、閉鎖されていないものの、事務所所在地及びその周辺に会社は存在しておらず、事業主も既に他界している上、事業主の妻には連絡をとることができず、供述を得ることができない。

また、複数の同僚に対して、申立人の申立期間に係る勤務状況等について調査を行ったものの、いずれの同僚も申立人を承知していないこと等から、申立人の申立期間の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、社会保険庁のオンライン記録によれば、株式会社Aに係る記録において申立人の名前は無く、同社の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとも考え難い。

このほか、申立人が申立期間において、株式会社Aに勤務していた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から28年7月4日まで
② 昭和29年6月30日から同年12月31日まで

母の紹介で、昭和27年6月にA株式会社B出張所に入社して、営業をしていた。B出張所はC市にあり、所長（故人）、同僚に私より2か月早く入社したD氏（故人）、所長の妹と電話番の女性がいた。27年秋に本社での2週間の研修に参加し、28年4月には、会社から、E市を担当することになるので車の免許を取るよう指示され軽二輪の免許を取得した。同僚のD氏とともに営業活動に従事した。私は、29年末になんともなく退職した形になったが、D氏はその後も勤務していた。

厚生年金保険の記録が昭和28年7月5日から29年6月30日までとなっているが、その前後の勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立内容から、A株式会社B出張所はC市において昭和26年から35年ごろまで事業活動を行っており、申立人が27年6月から同出張所に営業職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A株式会社の厚生年金保険の適用については本社一括適用が行われていたところ、申立てどおりの届出及び保険料納付の有無について、同社は、「当時の状況を知る者がいないことや社会保険事務所経由で提出した資格取得届、資格喪失届以外の資料は無いため、不明である。」としている上、同社が保管する資格取得届及び喪失届の通知によると、申立人の資格取得日及び喪失日は社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と一緒にA株式会社B出張所において勤務していた出張所長及び同じ営業職の同僚はいずれも既に亡くなっており詳細な証言を得ることができない。

さらに、申立人が会計担当と記憶していた同僚からは、「申立人は、Dさんより2か月ほど遅れて入社し、申立人が退職した後もDさんは出張所にいたと思う。厚生年金保険適用は本社で行っていたので分からない。」との証言があり、申立期間当時の厚生年金保険の適用や保険料控除についての具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、申立期間①については、入社時期に係る同僚の証言及び社会保険庁のオンライン記録による所長及び同僚の厚生年金保険の資格取得時期から、同社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたことが推認できる。

また、申立期間②については、「申立人よりも長く勤務していた。」との証言がある営業職の同僚の厚生年金保険の加入記録は、申立人と同じ昭和29年6月30日に資格喪失したものとなっており、勤務期間と厚生年金保険の加入期間は、必ずしも一致していなかった状況がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

昭和 56 年 4 月、A社B支社に入社、内勤の事務に従事し、申立期間当時は新規契約の申込受付などを担当していた。標準報酬月額が低下したのは入社後 3 年余り経過した時期で、懲罰なども無く、仕事もきちんとこなしていたし、給与も賞与も増えていた。当時の会社や社会情勢を考慮しても、58 年 8 月 1 日に 18 万円だった標準報酬月額が、59 年 10 月 1 日に 2 万円も下がって 16 万円になったのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額の算定基礎資料について、事業主から、「内勤社員の記録管理はC本社で行っているが、賃金台帳（保存期間 7 年）、算定基礎届（同 2 年）とも保存期間を経過しているため、当該標準報酬月額の低下についての詳細は不明である。」との回答があった。

また、当該標準報酬月額の低下は、当時の標準報酬等級の 23 等級（18 万円）から 21 等級（16 万円）への 2 等級の低下となっているが、A社は、「申立人の勤務経歴に懲罰は無く、固定給の低下は考えられないこと及び当該標準報酬月額が 10 月決定であることから、当該標準報酬月額の低下は通常の定時決定によるものと考えられる。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の健康保険整理番号の前後各 50 人、計 100 人の標準報酬月額を確認したところ、100 人のうち 33 人に、対象年次は異なるものの、いずれも 10 月の定時決定による標準報酬月額の低下が認められることから、申立人の当該標準報酬月額だけが不自然に低下したものとなっているとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。